

## 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令要旨

### 一 租税特別措置法施行規則の一部改正（第1条関係）

#### 1 個人所得課税

- (1) 提出者の賃金の支払者、勤務先若しくは事務代行先の名称若しくは所在地の変更があった場合若しくは賃金の支払者が事務代行団体に事務の委託をした場合、委託をやめた場合若しくは特定賃金支払者でなくなった場合又は現に財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等に対してその事務の全部を移管することを依頼する場合に提出する財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書及び財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書（以下「申告書等」という。）には、提出者の個人番号の記載を要しないこととし、当該申告書等を受理した者は、当該申告書等に、提出者の個人番号を付記するものとする。（租税特別措置法施行規則第3条の5、第3条の12、別表第三（四）関係）
- (2) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例について、受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託の範囲に、その受益権を表示する受益証券が発行されていないもののうちその受益権の譲渡が制限されているものを加えるとともに、支払の取扱者が上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額から証券投資信託等の信託財産について納付した所得税又は外国所得税の額等を控除した場合に保存すべき書類の細目等を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第5条の2関係）
- (3) 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、特定従事者に特定新株予約権を付与した場合における特定新株予約権の付与に関する調書及び当該特定新株予約権の行使により取得された特定株式に係る特定株式等の異動状況に関する調書の記載事項等を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第11条の3、別表第六（一）、別表第六（二）関係）
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用対象となる裁定申請書に記載された所有者不明土地等の譲渡等の場合の確定申告書に添付すべき書類を定めることとする。（租税特別措

置法施行規則第 13 条の 3 関係)

(5) 収用等の場合の 5,000 万円特別控除等について、次の改正を行うこととする。

(租税特別措置法施行規則第 14 条、第 22 条の 2 関係)

① 適用対象となる所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定による収用があった場合の確定申告書に添付すべき書類を定める。

② 証明書類から、特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業のために買い取られる土地等である場合の国土交通大臣等の証明を受けた書類を除外する。

(6) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除について、次の改正を行うこととする。(租税特別措置法施行規則第 17 条、第 22 条の 4 関係)

① 適用対象となる重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が文化財保存活用支援団体に買い取られる場合の確定申告書に添付すべき書類を定める。

② 適用対象となる農用地利用規程の特例に係る農用地利用改善計画の実施区域内にある農用地が買い取られる場合の確定申告書に添付すべき書類を定める。

(7) 居住用財産の譲渡所得の特別控除制度の特例について、適用対象となる特定事由により居住の用に供されなくなる直前に被相続人の居住の用に供されていた家屋等の場合の確定申告書に添付すべき書類についての細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 18 条の 2 関係)

(8) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の対象となる居住者等が役務の提供の対価として取得する上場株式等について、その上場株式等を発行する法人と密接な関係を有する法人の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 18 条の 11 関係)

(9) 住所等確認書類の範囲に、中核市の長から支給を受けた療育手帳を加えることとする。(租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 関係)

(10) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書について、当該明細書

にその書類を添付する場合においてその書類に記載されている事項につき当該明細書への記載を要しないこととされる書類に、特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの等を加えるとともに、所要の措置を講ずることとする。(租税特別措置法施行規則第 18 条の 13 の 5、第 18 条の 14 の 2 関係)

- (11) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、継続適用届出書等の記載事項の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3、第 18 条の 15 の 4、第 18 条の 15 の 8、第 18 条の 15 の 9、別表第七(三) 関係)
- (12) 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用を受ける場合に確定申告書等に添付する書類について、相続税額等の記載を要しないこととする。(租税特別措置法施行規則第 18 条の 18 関係)
- (13) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例について、債務処理計画が平成 28 年 4 月 1 日以後に策定されたものである場合における本特例の対象とならない法人の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 18 条の 19 の 2 関係)
- (14) 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に記載すべき事項について、住宅の取得等をした年月日等の記載を要しないこととする。(租税特別措置法施行規則第 18 条の 23、第 18 条の 23 の 2 関係)
- (15) 給付金の非課税の特例について、給付金が給付される者の範囲等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 19 条の 2 関係)

## 2 法人課税

- (1) 試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行規則第 5 条の 6、第 20 条、第 22 条の 23 関係)
  - ① 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、次の見直しを行う。
    - イ 新事業開拓事業者等と共同して行う試験研究における新事業開拓事業者等の範囲及びその試験研究における契約又は協定で定める事項の細目等を定めることとする。
    - ロ 新事業開拓事業者等に委託する試験研究における契約又は協定及びその契約又は協定で定める事項の細目並びにその委託する試験研究の要件

に係る工業化研究及び知的財産権に準ずるものの範囲等を定めることとする。

- ② 適用除外事業者の判定における所得金額の調整計算の対象となる特定合併等に係る合併法人等について、その特定合併等に係る判定法人の旧事業の事業規模と資金借入れ等の額との比較方法の細目等を定めることとする。
- (2) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、資産の取得に係る計画の実施等が特定中小企業者等の経営の改善に特に資することについての確認の方法を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第5条の10、第20条の8、第22条の30関係)
- (3) 医療用機器等の特別償却制度について、勤務時間短縮用設備等に係る措置の対象となるソフトウェアに含まれる書類の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第5条の14の2、第20条の17関係)
- (4) 土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置(優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置)について、裁定申請書に記載された所有者不明土地等の譲渡等に係る措置の適用を受ける場合に確定申告書に添付すべき書類を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第21条の19関係)
- (5) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、法人の株式の数等のうち特定投資信託に係る受託法人の匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の法人の株式の数等の計算方法を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第22条の20の3関係)

### 3 国際課税

- (1) 平成32年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例について、本特例の対象となる外国法人に該当するかどうかを判定する場合における特殊の関係の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第19条の4の2、第22条の19の3の2関係)
- (2) 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置について、外国が発行し、又は保証する債券等に係る外国及び外国通貨の範囲並びに適格外国証券投資信託の受託者である特定外国法人が提出する非課税適用申告書の記載事項の細目等を定めることとする。(租税特別措置法

施行規則第19条の5関係)

- (3) 国外関連者との取引に係る課税の特例等について、次の見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行規則第18条の19の3、第19条の11の5、第22条の10、第22条の10の3、第22条の10の5、第22条の19の4、第22条の74、第22条の82関係)
- ① 独立企業間価格を算定する際の差異調整について、一定の必要な調整を加えることができない場合の調整方法の細目を定める。
- ② 本特例における無形資産の範囲から除外される金融資産の細目を定める。
- (4) 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例等について、対象外支払利子等の額の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第22条の10の7、第22条の75の3関係)
- (5) 内国法人等の外国関係会社に係る所得の課税の特例等について、特定外国関係会社の判定方法の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第18条の20、第18条の20の2、第22条の11、第22条の11の2、第22条の76、第22条の76の2関係)

#### 4 資産課税

- (1) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、被相続人の相続開始前三年以内に新たに事業の用に供された特定事業用宅地等である小規模宅地等がある場合に申告書に添付すべき書類等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第23条の2関係)
- (2) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合等に提出する届出書の記載事項等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第23条の5の3関係)
- (3) 農地等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度について、農業経営基盤強化促進法等の改正により農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されることに伴う所要の整備を行うこととする。(租税特別措置法施行規則第23条の7～第23条の8の2、第23条の8の4関係)
- (4) 特定の美術品についての相続税の納税猶予制度について、この特例の適用を受けようとする場合の手続等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則

第 23 条の 8 の 7 関係)

(5) 個人の事業用資産についての相続税及び贈与税の納税猶予制度について、この特例の適用を受けようとする場合の手続等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8、第 23 条の 8 の 9 関係)

(6) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法施行規則第 23 条の 9、第 23 条の 10、第 23 条の 12～第 23 条の 12 の 3、第 23 条の 12 の 5 関係)

① 認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社の要件に該当した場合においても一定期間は納税猶予の取消事由に該当しないこととする事由を定める。

② 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度の適用を受けるための添付書類について、贈与税の納税猶予制度の免除届出書に添付した書類の提出を不要とする。

## 5 消費課税

(1) 自動車重量税の免税等の特例について、対象となる自動車の範囲を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 40 条の 4 関係)

(2) 公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税の特例について、対象となる自動車の範囲を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 40 条の 6 関係)

## 6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 二 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年財務省令第 30 号）の一部改正（第 2 条関係）

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置について、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書の添付に代えることができる書類に特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したものが加えられること等に伴う所要の整備を行うこととする。(租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令附則第 11 条関係)

## 三 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年財務省令第 51 号）

の一部改正（第3条関係）

- 1 金融商品取引業者等の営業所の長が平成28年1月1日前に特定口座等を開設していた者で個人番号の告知をしていないものの個人番号を振替機関から提供を受けて確認をした場合には、その確認をした日後に提出をする特定口座年間取引報告書等にはその確認をした個人番号を記載することとする。（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則第26条、第31条、第33条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

#### 四 施行期日

この省令は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）